

第4章 持続的で安心できる社会の実現

次の世代に自信を持って引き継げる社会をつくるために、以下に取り組む。

第1に、地球環境問題に積極的に対応し、「京都議定書」⁵⁸の目標達成、2013年以降の国際枠組みづくりに貢献する。

第2に、未来を担うすべての子どもたちのために、社会総がかりで教育再生に取り組む。

第3に、仕事と両立させながら安心して子育てができる社会にし、また失敗しても何度でも再挑戦できる社会にする。

第4に、すべての人にとって分かりやすく親切で信頼でき、かつ持続可能で安全・安心な質の高い社会保障サービスを構築する。

第5に、世界に誇れる治安を取り戻し、自然災害等にも強靱な社会にする。また、エネルギー政策を戦略的に推進する。

第6に、多様なライフスタイルを支える環境づくりを行う。

このため、下記1. ～6. の施策を重点的に実施するとともに、「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議」の中間報告、「教育再生会議」の第二次報告、「『多様な機会のある社会』推進会議」、「青少年育成推進本部」の下に設置した「キャリア教育等推進会議」の取りまとめ⁵⁹を踏まえた取組を行う。

1. 環境立国戦略

「21世紀環境立国戦略」⁶⁰に示された生物多様性保全、持続可能な資源循環の確保などの戦略を推進しつつ、地球温暖化問題に積極的に取り組み、環境保全と経済成長を実現する。

【改革のポイント】

1. 京都議定書削減目標の確実な達成に向け、取組を加速する。
2. 世界全体の温室効果ガス排出量を現状に比して2050年までに半減することを目指し、リーダーシップを発揮する。

【具体的手段】

(1) 京都議定書削減目標の確実な達成に向けた取組の加速

- ・政府は、庁舎のグリーン化など温室効果ガスの削減に率先して取り組むと

⁵⁸ 「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」（平成9年12月11日）

⁵⁹ 「再チャレンジ支援総合プラン」（平成18年12月25日）

「再チャレンジ支援策の今後の方向性」（平成19年5月31日）

「キャリア教育等推進プラン」（平成19年5月29日）

⁶⁰ 「21世紀環境立国戦略」（平成19年6月1日閣議決定）

- ともに、自治体に実行計画の公表を要請する。
- ・産業部門等については、環境省及び各所管府省として、サービス業を中心とした未策定業種での自主行動計画⁶¹の策定・公表を要請するとともに、既策定業種での目標引上げ、目標の定量化等を促進する。また、中小企業における排出削減対策を推進する。
 - ・業務・家庭部門等については、住宅・建築物の省エネ性能の向上、省エネ機器の普及促進を図るとともに、政府として、「1人1日1kg」の温室効果ガスの削減をモットーとして、ライフスタイルの見直しや、家庭と職場での努力や工夫を呼びかけ、新しい提案の公募を行いながら、国民運動を展開する。
 - ・国民運動の一環として、サマータイムあるいはそれに準じた取組（勤務・営業時間の繰上げ）の早期実施について検討する。その実施が残業時間の延長につながらないようワーク・ライフ・バランスの取組を並行して進める。
 - ・バイオマス等新エネの導入、「美しい森林づくり推進国民運動」の展開を始めとする森林の整備・保全等の森林吸収源対策の着実な実施、京都メカニズムの活用等を進める。
 - ・以上を踏まえた「京都議定書目標達成計画」⁶²の見直しを平成19年度中に行う。また、その基本的内容を平成19年夏までに明らかにする。

(2) 2013年以降の国際枠組み構築に向けたリーダーシップの発揮等

- ・「2050年半減」の長期目標の実現に向けて、「革新的技術の開発」とそれを中核とする「低炭素社会づくり」という長期のビジョンとその実現への道筋を平成20年の北海道洞爺湖サミットに向けて明らかにする。
- ・「美しい星50」⁶³に示された3提案⁶⁴・3原則⁶⁵に基づき、我が国のリーダーシップの下で成功した、平成19年のハイリゲンドラムサミットでの合意を基礎として、平成20年の北海道洞爺湖サミットにおいて、2013年以降の具

⁶¹ 京都議定書目標達成計画上位置付けられている、産業界が業種ごとに自主的に作成する排出削減計画

⁶² 「京都議定書目標達成計画」（平成17年4月28日閣議決定）

⁶³ 「美しい星へのいざない—Invitation to Cool Earth 50」（平成19年5月24日）

⁶⁴ 「美しい星50 (Cool Earth 50)」3つの提案

提案①：世界全体の排出量削減のための長期戦略の提唱

提案②：2013年以降の国際枠組み構築に向けた「3原則」の提唱

提案③：京都議定書の目標達成に向けた国民運動の展開

⁶⁵ 2013年以降の温暖化対策の具体的枠組みを設計するための3原則

第1：主要排出国がすべて参加し、京都議定書を超え、世界全体での排出削減につながることを。

第2：各国の事情に配慮した柔軟かつ多様性のある枠組みとすること。

第3：省エネなどの技術をいかし、環境保全と経済発展とを両立すること。

体的枠組みづくりに成果を挙げられるよう取り組む。

- ・同原則を実現していくため、途上国支援のためのある程度の長期で相当規模の新たな「資金メカニズム」の構築を検討し、国際社会にも同調を呼びかけ、協調して行う。また、エネルギー効率の向上に関する国際的取組を世界に拡大するとともに、原子力の安全で平和的な利用拡大のための国際的取組・支援を推進する。さらに、途上国の公害対策と温暖化対策の一体的取組のための協力方策や、排出量取引、経済的インセンティブなどの手法を、施策の効果や経済への影響など幅広い観点から検討する。
- ・上記の地球温暖化問題への取組に加え、3R⁶⁶、エコイノベーション⁶⁷、環境教育、農林水産業の環境保全機能の発揮、水不足・水質汚濁等世界の水問題への対応、違法伐採対策及びヒートアイランド対策等を含め、低炭素社会、循環型社会及び自然共生社会を実現するための取組を統合的に推進する。

2. 教育再生

資源の乏しい我が国が少子高齢社会の下でも国際社会を生き抜くには、人材に期待しなければならない。すなわち、教育の基本である知・徳・体の原点に立ち戻り、基礎学力と規範意識を持った優れた人材を育成することは、必要不可欠な国家戦略である。勤勉な労働力と研究開発能力の上に経済成長が可能となることを考えれば、その基礎をなす国公私を通じた初等教育から高等教育までを重点とした教育再生は、最優先の課題として取り組まなければならない。

およそ60年ぶりの教育基本法の改正⁶⁸により、新しい時代の教育の基本理念が明確になった。この実現に向け、関係法令を改正し、真に必要な予算を確保し、教育に携わる者の意識改革を行うことによって、「教育新時代」は開かれる。

このため、教育再生会議の第二次報告等を踏まえ、社会総がかりで、教育の再生に全力で取り組むこととし、残された課題については、今後、教育再生会議において第三次報告に向けて検討するなど取組を進める。

【改革のポイント】

1. 学力向上を目指し、夏休み等の短縮、朝の15分授業、1日の時間数の増、学校週5日制を基本とした、必要に応じた土曜日の授業などを各学校の裁量で行うことにより授業時数10%増を図る。【平成19年度中に学習指導要

⁶⁶ 3R：廃棄物の発生抑制：Reduce、再使用：Reuse、再生利用：Recycle

⁶⁷ 我が国の強みである「ものづくり」と「環境・省エネ」の技術力を梃子に、持続可能な社会の実現に向けた技術革新と社会システム面での改革を一体的に推進するもの。

⁶⁸ 「教育基本法」（平成18年法律第120号）

領などの改訂】

2. 小学校で1週間の自然体験、中学校で1週間の社会体験を実施し、高等学校で奉仕活動を必修化する。また、徳育を「新たな枠組み」により、教科化し、多様な教科書・教材を作成する。【平成19年度中に学習指導要領などの改訂】
3. 良き教師を確保するため、メリハリのある教員給与体系を実現する。【平成20年4月を目途に「教員給与特別措置法」⁶⁹などの改正】
4. 国際化を通じた「大学・大学院改革」を進める観点から、教員の国際公募、外国人教員比率の増、英語による授業、国家戦略としての留学生政策を推進する。また、大学の4月入学原則を一層弾力化する。大学の取組を支援し国立大学の9月入学枠設定を実現する。【平成19年度中に学校教育法施行規則の改正、国立大学の中期目標策定時のガイドライン、運営費交付金等で支援】
5. 予算面では、第3章の「1. 歳出・歳入一体改革の実現」と整合性を取りつつ、効率化を徹底しながら、メリハリをつけて教育再生に真に必要な予算について財源を確保する。

【具体的な手段】

(1) 学力向上の取組

① 授業時数の10%増

夏休み等の活用、朝の15分授業の実施、40分授業にして7時間目の実施など弾力的な授業時間設定、学校週5日制を基本としつつ、必要に応じた土曜日の授業の実施。

② 分かりやすく、魅力のある授業

教科書の質量両面での充実、国語、英語などの充実、社会の要請に対応した教育内容・教科再編、全教室でITを授業に活用、発達障害児など特別な支援の必要な子どものための教員・支援員の適正配置や外部専門家の活用などすべての子ども一人ひとりに応じた教育。

③ 教員の質の向上及び教員が子どもと向き合う時間の大幅な増加

社会人採用のための特別免許状の活用促進、教員免許更新制導入に向けた取組、授業内容改善のための教員研修の充実、メリハリのある教員給与体系を実現する中でのがんばる教員の処遇の充実、副校長・主幹等の教職員の適正配置、事務の共同実施体制の整備・事務の外部委託・地域の人材協力・教育現場のIT化等を通じた教員の事務負担の軽減、設備・教材の充実、学校施設耐震化など教育環境の向上。

⁶⁹ 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(昭和46年法律第77号)

④ 学校が抱える課題への機動的な対処

学校の危機管理体制の整備、学校問題解決支援チームの創設、学校・教育委員会の説明責任の導入、全国学力・学習状況調査の結果の徹底的な検証及びその活用による教員定数や予算面での支援。

⑤ 学校現場の創意工夫による取組への支援

学級編制基準の弾力化、習熟度別指導・少人数指導の教員や小学校高学年での専科教員の適正配置、定数の適正化、地域の実情に応じた学校選択制の普及、教材開発など教員のチームによる取組の支援、図書の実充。

(2) 心と体の調和の取れた人間形成

① すべての子どもたちに高い規範意識を身につけさせる取組

徳育を教科化し、現在の「道徳の時間」よりも指導内容、教材を充実。

② 体験活動の推進

すべての子どもが自然体験（小学校で1週間）、社会体験（中学校で1週間）、奉仕活動（高等学校で必修化）を経験、そのための指導者の活動支援、専門高校や専修学校等が地域社会と連携して行う特色のある職業教育の取組の積極的支援。

③ 親の学びと子育てを応援する社会

学校と家庭、地域の協力による徳育の推進、家庭教育支援や育児相談の充実、科学的知見の積極的な情報提供、幼児教育の将来の無償化の検討など幼児教育の充実、保護者に対する啓発活動による有害情報対策。

④ 地域ぐるみの教育再生にむけた拠点づくり

「放課後子どもプラン」の全国での実施、地域ボランティアにより学校運営を支援する体制づくり、学校運営協議会の設置促進。

⑤ 社会総がかりでの教育再生のためのネットワークの構築

校長、教育委員会の意識改革、コーディネーターの養成・確保。

(3) 「教育新時代」にふさわしい財政基盤の在り方

社会総がかりで、教育の基本にさかのぼった改革を推進し、「教育新時代」を開くためにも、教育予算の内容の充実は重要である。このため、教育予算については、効率化を徹底しながら、メリハリをつけて教育再生に真に必要な教育予算について財源を確保する必要がある。

・初等中等教育再生のための3つの具体策

全国どこでも教育の機会均等を実現する。

- i) 必要なところに重点的な支援
- ii) メリハリある教員給与体系の実現
- iii) 地方における教育費の確保

(4) 大学・大学院改革（第2章参照）

3. 少子化対策の推進・再チャレンジ支援

(1) 少子化対策の推進

少子化対策については、国や社会の存立基盤に関わる最重要政策課題であるという認識の下、『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議「中間報告」に示された基本的考え方に基づき、平成19年内に重点戦略を策定するなど、取組を強化する。

【基本的な考え方】

① 働き方の改革によるワーク・ライフ・バランスの実現

今後の人口減少社会における子育て世代の就業促進等による労働力確保と、結婚や出産に関する国民の希望の実現による出生率回復の要請とを同時に満たすため、「憲章」及び「行動指針」を策定し、社会全体でワーク・ライフ・バランスを推進する。

② 包括的な次世代育成支援の制度的な枠組みの構築

様々な働き方・ライフスタイルに対応し、特に3歳未満児に対する家庭的保育（保育ママ）や事業所内保育施設を含めた多様で弾力的な保育サービスの拡充、地域の子育て支援サービスの面的整備を進めるとともに、育児休業から保育への円滑な移行など利用者本位の切れ目のない支援を提供できる包括的な制度的枠組みを構築する。あわせて、児童虐待や障害など困難な状況にある子どもや家族に対する支援の強化を図る。

③ 施策の有効性の点検・評価

利用者の視点に立って施策の有効性を点検・評価するための手法を開発するとともに、それに基づき、数値目標の見直しを含む「子ども・子育て応援プラン」⁷⁰の改定等を進め、PDCAサイクルを定着させることにより、効果的かつ計画的に施策を遂行する。

④ 少子化対策の財源の検討

有効な少子化対策の実施のためには、一定規模の効果的な財政投入の検討も必要であると考えられる。この場合、次世代育成支援の財源については、

⁷⁰ 「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月24日）

税制改革や社会保障制度改革の中で総合的に検討を進める必要がある。また、次世代の負担によって費用を賄うことのないよう、現時点で手当しななければならない。個別施策の実効性や現物給付・現金給付のバランスに配慮しつつ、諸外国の企業拠出を含めた財源措置も参考にしながら、実効ある持続可能な家族政策のための財源規模や負担の在り方について、税制改革の議論と並行して国民的議論を行う。

(2) 再チャレンジ支援

勝ち組と負け組が固定化せず、働き方、学び方、暮らし方が多様で複線化している社会、すなわち、チャンスにあふれ、誰でも何度でもチャレンジが可能な社会を創り上げる。

【改革のポイント】

1. 長期デフレ等による就職難、経済的困窮等からの再チャレンジ：フリーターの常用雇用化やニートの職業的自立を促進するとともに、多重債務者や事業に失敗した人などが再チャレンジできるよう支援する。
2. 機会の均等化：様々な事情や困難を抱える人が就労や学習に積極的にチャレンジできるよう支援する。
3. 複線型社会の実現：高齢者・団塊世代の活躍の場や社会人の学び直しの機会の拡大、二地域居住やUJIターンへの支援等を推進する。

【具体的手段】

(1) 「再チャレンジ支援総合プラン」の着実な実行

「再チャレンジ支援総合プラン」と「再チャレンジ支援策の今後の方向性」に基づき、次の事項を中心に引き続き再チャレンジ支援を一体的かつ総合的に推進する。

- ・地域において支援を必要とする若者を対象に、①すべての若者に対応、②1人の方があらゆる悩みに対応、③アウトリーチ(訪問支援)、④ネットワークの構築、⑤早期の対応、という5原則の下、支援を拡充する。
- ・二地域居住やUJIターン等の「暮らしの複線化」を推進するため、①社会的気運の醸成、②民間ビジネスとしての展開、③地域における活動の場の提供、④地域の受入れや交流促進のための仕組みの整備等の取組を強化する。

(2) キャリア教育等の推進

すべての若者が主体的に進路を選択することができるよう、「キャリア教育等推進プラン」に基づき、関係施策を推進する。

4. 質の高い社会保障サービスの構築

社会保障は、人生のリスクに対するセーフティネットである。自立の精神を大切にしつつ、分かりやすく親切で信頼でき、かつ国民のニーズにこたえた安全・安心で質の高いサービスを安定的に提供する持続可能な制度を構築する。

【改革のポイント】

1. 医療・福祉等について、医師確保対策、医療制度改革、「新健康フロンティア戦略」⁷¹、がん対策、障害者施策等を推進し、国民のニーズにこたえた質の高いサービスを安定的に提供する。また、自殺者の減少に取り組む。
2. 年金について、社会保険庁改革、年金記録問題への対応、被用者年金制度の一元化、パート労働者への適用拡大等を推進する。
3. 社会保障の情報化を進め、国民が自らの給付と負担の情報等を容易に入手・管理できる仕組みの導入を目指す。

【具体的手段】

(1) 医療・福祉等

- ・「緊急医師確保対策について」⁷²に基づき、医師不足地域に対する国レベルの緊急臨時的医師派遣システムの構築、病院勤務医の過重労働を解消するための勤務環境の整備、女性医師等の働きやすい職場環境の整備、研修医の都市への集中の是正のための臨床研修病院の定員の見直し、医療リスクに対する支援体制の整備、医師不足地域や診療科で勤務する医師の養成の推進など、医師確保のための緊急対策に取り組む。また、看護師、助産師等の確保対策を推進する。
- ・小児医療や周産期医療の提供体制の充実やドクターヘリを含む救急医療体制の整備を進める。
- ・後期高齢者医療制度の施行、生活習慣病対策や介護予防の推進、療養病床の転換支援を含む地域ケア体制の整備、在宅ケアや終末期医療を含む地域における医療提供体制の整備等を進めるなど、医療制度改革を着実に推進する。
- ・「新健康フロンティア戦略」を推進するため、平成19年内に実施計画を策定する。また、「がん対策推進基本計画」⁷³に基づき、10年以内にがんの死亡率⁷⁴を20%減少させる等の目標達成に向け、放射線療法及び化学療法の

⁷¹ 「新健康フロンティア戦略」（平成19年4月18日）

⁷² 「緊急医師確保対策について」（平成19年5月31日）

⁷³ 「がん対策推進基本計画」（平成19年6月15日閣議決定）

⁷⁴ 年齢調整死亡率（75歳未満）

推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成、治療の初期段階からの緩和ケアの実施、がん登録の推進を重点としつつ、がん対策に総合的に取り組むとともに、難病対策や肝炎対策の充実に取り組む。

- ・原爆被爆者対策を総合的に推進する。
- ・「障害者基本計画」⁷⁵に基づく重点施策実施計画を平成 19 年内に見直し、教育、就労、地域生活などへの支援を含む障害者施策全般を推進するとともに、障害者の自立と社会参加を促進する。また、発達障害児・者に対する支援や精神障害者の地域移行を推進する。
- ・中国残留邦人に対する新たな支援策を講ずる。
- ・「自殺総合対策大綱」⁷⁶に基づき、10 年間で自殺率を 20%以上減少させるため、自殺対策を総合的に推進する。

(2) 年金

- ・社会保険庁の「廃止・解体 6 分割」を図り、国の責任の下に、公的年金の新たな事業運営体制を構築する。
- ・年金記録問題については、加入者・受給者全員が、本来受け取ることができるはずの年金を全額間違いなく受け取ることができることを旨とし、正確かつ効率的な年金事務処理体系の確立を図り、信頼を確立する。このため、上記に加え、過去の記録の全体像を踏まえ、名寄せ等の作業を効率的に進めるとともに、作業の進捗状況を定期的に公表する。あわせて、相談体制・広報を強化する。その際、社会保険庁の本庁及び現場の職員は、精力的に取り組む。さらに、総務省に検証委員会を設置し、年金記録問題発生の際の経緯、原因、責任の所在等についての調査・検証を早急に行う。
 - i) 基礎年金番号に統合されていない約 5,000 万件の記録については、直ちにシステム開発等を行い、1 年以内にすべての名寄せを完了した上で、同一人の可能性のある方々等との間において、年金記録の確認を行うこととし、そのためのお知らせは、現に年金を受けている方は平成 20 年 8 月までに、これから年金を受け取る方は平成 21 年 3 月までに完了する。また、現に年金を受けている方については、名寄せされた方以外についても、全員に平成 21 年 3 月までに加入履歴をお知らせする。
 - ii) 社会保険庁のマイクロフィルム記録（厚生年金の旧台帳を含む。）や市町村の記録と、オンライン記録との照合調査についても、進捗状況を公表しつつ、計画的に実施する。

⁷⁵ 「障害者基本計画」（平成 14 年 12 月 24 日閣議決定）

⁷⁶ 「自殺総合対策大綱」（平成 19 年 6 月 8 日閣議決定）

- iii) 現在既に自己の記録に不安や疑問がある方々には速やかに対応することとし、無料電話相談の導入、来訪相談の受付時間の延長等の相談体制の拡充を図る。
- iv) 領収書等の証拠がない方については、総務省に設置する第三者委員会における公正な判断を踏まえ、社会保険庁はこれを尊重して記録の訂正を行う。

なお、記録訂正に伴い年金額が増加した場合、既に年金を受給している方については、消滅時効が完成していても支払い、今後年金を受給する方については、自動的に時効消滅させないこととし、正しい年金額を速やかに全額支給できるようにする必要がある。

- ・コンピュータシステムの刷新や新たな年金記録管理システムの構築を図る。
- ・平成 20 年度から、これから年金を受け取る加入者すべてに対し、保険料納付実績や年金額の見込みを定期的に通知する「ねんきん定期便」を送付するなど、国民に対する年金情報の提供を強力に推進する。
- ・被用者年金制度の一元化やパート労働者への社会保険の適用拡大を実現する。
- ・基礎年金国庫負担割合については、「平成 16 年改正法」⁷⁷に基づき、所要の安定的な財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成 21 年度までに 2 分の 1 に引き上げる。

(3) 社会保障の情報化の推進

- ・情報通信技術を利用し、国民が質の高いサービスを効率的に利用できるよう、「医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン」⁷⁸を推進する。
- ・個人が自分の健康情報、年金や医療等の給付と負担等の情報を簡単にオンライン等で入手・管理できるとともに、社会保障に関する手続きを安全かつ簡単に行うことができる仕組みの構築を目指す。このため、「電子私書箱」(仮称)⁷⁹を検討し、平成 22 年頃のサービス開始を目指すとともに、「健康 IT カード」(仮称)⁸⁰の導入に向けた検討を行い、平成 19 年内を目途に結論を得る。これらについては、密接な連携をとって一体的な推進を図ることとし、平成 19 年度内に、個人情報の保護等に留意しつつ、全体的な基本構想を作成する。

⁷⁷ 「国民年金法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 104 号)

⁷⁸ 「医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン」(平成 19 年 3 月 27 日)

⁷⁹ 「IT 新改革戦略政策パッケージ」(平成 19 年 4 月 5 日)による構想

⁸⁰ 「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」(平成 19 年 5 月 15 日)による構想

5. 治安・防災、エネルギー政策等の強化

国民の安全と安心の確保は安定した経済成長の基盤である。政府は、治安再生、防災・減災対策、エネルギー政策等を戦略的に推進し、世界の模範となる安全・安心な国づくりを実現する。

【改革のポイント】

1. 「世界一安全な国、日本」の復活に向けた治安再生を推進するとともに、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定の確保に努める。
2. 集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、災害から国民の生命、財産及び生活を守るため、防災・減災対策を着実に推進する。
3. 国民の身近なところでの事故やトラブル等に対処するため、公共交通や道路交通の安全対策を強化する。また、住まいや身近な施設、製品、食品等の安全性を確保するとともに、多重債務者対策に取り組み、安全・安心な暮らしを実現する。
4. 「海洋基本法」⁸¹等の成立を踏まえ、海洋政策を総合的に推進し新たな海洋立国の実現を目指す。

（エネルギー政策）

エネルギーの安全保障を確保するため、内外情勢の変化等を踏まえ、戦略的なエネルギー政策を推進する。

【具体的手段】

- ・「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」⁸²、「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」⁸³等に基づき地域と連携しつつ非行や犯罪から子どもを守る取組や犯罪被害者等への支援の充実を図るほか、銃器対策の強化や組織犯罪、国際的な犯罪、サイバー犯罪等への対策を推進する。また、G8北海道洞爺湖サミット等を見据えつつ、テロ等の未然防止と緊急事態発生時の対処に万全を期する。
- ・「少年法」⁸⁴の改正、「更生保護法」⁸⁵の成立等を踏まえ、刑務所・少年院からの出所者の再犯を防止する観点から、入所中及び出所後の指導監督・支援を充実強化する。
- ・外国人の入国・在留管理体制の強化と不適正な在留活動の防止を図る。

⁸¹ 「海洋基本法」（平成19年法律第33号）

⁸² 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成15年12月18日）

⁸³ 「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」（平成17年6月28日）

⁸⁴ 「少年法」（昭和23年法律第168号）

⁸⁵ 「更生保護法」（平成19年法律第88号）

- ・我が国をめぐる安全保障情勢を踏まえ、「防衛計画の大綱」⁸⁶に基づき、弾道ミサイル等の新たな脅威や多様な事態への実効的な対応等を図りつつ、効率的な防衛力の整備を推進する。また、有事に備えた国民保護施策を推進する。
- ・「国家安全保障に関する官邸機能強化会議報告書」⁸⁷を踏まえ、国家安全保障に関する官邸の司令塔機能の強化に向けた体制の整備を行う。あわせて、平成18年12月に設置した「情報機能強化検討会議」の結果を取りまとめ、内閣の情報機能の強化を図る。
- ・大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災拠点の機能強化の推進、ハザードマップの普及促進等ハード・ソフトの連携を図る。また、消防等地域の災害応急対応力の充実に図る。
- ・宇宙に関する基本法制の整備に向けた動き及び「地理空間情報活用推進基本法」⁸⁸の成立を踏まえ、宇宙の利用・産業化を推進し、衛星を活用した測位・監視やインテリジェンス機能の強化、災害情報共有システム等の治安・防災等に資する科学技術の研究開発・利活用を図る。
- ・飲酒運転対策、公共交通機関の総合的な安全対策、ITS⁸⁹の活用等「第8次交通安全基本計画」⁹⁰に基づく取組を着実に推進する。
- ・生活に密着した施設・製品の事故等の防止等を図るため、事故情報の収集・公開や安全対策の強化、官と民との新たなパートナーシップの構築等に取り組む。また、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」⁹¹に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。
- ・科学に基づいたリスク評価・管理等食の安全と信頼の確保、食料をめぐる国際的な状況の変化を踏まえた食料供給力の維持・向上を図る。カネミ油症研究を推進する。「新型インフルエンザ対策行動計画」⁹²に基づく取組等新たな感染症への対応を行う。
- ・政府機関の情報セキュリティ人材の重点確保、緊急対応体制の強化（全府省庁参加によるG S O C⁹³の運用）等「セキュア・ジャパン2007」⁹⁴の取組を推進する。

⁸⁶ 「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成16年12月10日閣議決定）

⁸⁷ 「国家安全保障に関する官邸機能強化会議報告書」（平成19年2月27日）

⁸⁸ 「地理空間情報活用推進基本法」（平成19年法律第63号）

⁸⁹ ITS（Intelligent Transport Systems）：高度道路交通システム

⁹⁰ 「第8次交通安全基本計画」（平成18年3月14日）

⁹¹ 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（平成18年12月15日）

⁹² 「新型インフルエンザ対策行動計画」（平成19年3月2日改訂）

⁹³ G S O C（Government Security Operation Coordination team）：政府横断的な情報収集機能、攻撃等の分析・解析機能等の事案対策促進機能

⁹⁴ 「セキュア・ジャパン2007」（平成19年6月14日）

- ・裁判員制度の円滑な導入、民事法律扶助や国選弁護に対応する日本司法支援センターの体制の充実等の司法制度改革を推進する。
- ・全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取締りの強化等「多重債務問題改善プログラム」⁹⁵を推進する。
- ・大陸棚調査の推進、海上保安の確保等海洋に関する施策に総合的に取り組む。

(エネルギー政策)

- ・環境にやさしい資源循環型のバイオマスエネルギーなどの新エネや省エネを強力に推進する。また、「次世代自動車・燃料イニシアティブ」⁹⁶等による運輸エネルギーの次世代化、安全で平和的な原子力利用の推進、資源外交、アジア環境・エネルギー協力の展開等に取り組む。

6. 多様なライフスタイルを支える環境整備

国民一人ひとりが豊かな生活を実感し、活力ある経済社会を実現するためには、多様なライフスタイルを追求できることが重要である。このため必要な基本的な環境整備に取り組む。

【具体的手段】

- ・幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図る。
- ・いじめ、不登校、児童虐待や「キレる」言動、非行などの問題行動への対応等を進めるとともに、「青少年育成施策大綱」⁹⁷に基づき、次代を担う青少年の健全育成を図るための施策を推進する。
- ・改正教育基本法の目指すところに従い、我が国の文化力の向上、伝統の継承に必要な措置を講ずる。また、文化財の保存・活用の強化、日本文化の戦略的発信の推進等を図る。
- ・誰もがスポーツに親しめる環境の整備を進め、生涯スポーツ社会の実現を図る。トップレベル競技者の育成強化を図り、我が国の国際競技力を向上させるとともに、国際競技大会の積極的な国内開催を図る。さらに、子どもが外遊びやスポーツに親しむ習慣や意欲の育成、環境の整備などを通じ、著しく低下している児童生徒の運動能力や体力の向上を図る。

⁹⁵ 「多重債務問題改善プログラム」(平成19年4月20日)

⁹⁶ 「次世代自動車・燃料イニシアティブ」(平成19年5月28日)

⁹⁷ 「青少年育成施策大綱」(平成15年12月9日)

- ・「食育推進基本計画」⁹⁸に基づき、「日本型食生活」⁹⁹の実践など、**国民運動として食育を推進する。**
- ・地球環境にやさしく、安全・安心でゆとりある住生活を実現するため、**住宅の長寿命化（200年住宅）**に向けた取組を進めるとともに、高齢者、子育て世帯等の居住の安定確保を図る。
- ・農山村や海辺の暮らしを守るため、**有害鳥獣対策を推進する。**
- ・NPO、社会的起業家、自治会等コミュニティ活動を行う主体などの「公」の担い手の活動やネットワーク化を促進する環境整備を進める。

⁹⁸ 「食育推進基本計画」（平成18年3月31日）

⁹⁹ 「日本型食生活」：日本の気候風土に適した米を中心に農産物、畜産物、水産物等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた食生活